

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた 取組に関する要請書

労働力人口が減少する中で、持続的な成長を遂げていくためには、女性・若者・高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境を整備することで、従業員一人ひとりの健康を確保し、生産性を高め、創造性の発揮を促していくことが重要な課題となっています。

一方、千葉県における職場環境をみますと、長時間労働者の割合が依然として高く、また、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められているところです。

こうしたなか、働き方改革関連法が平成30年7月に公布され、段階的に施行されることになりました。「働き方改革元年」であります本年4月から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」、大企業における「時間外労働の上限規制」などが適用されているところです。来年4月からは、中小企業においても「時間外労働の上限規制」が適用となるほか、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」などの規定が順次施行され、働き方改革の取組が一層本格化してまいります。

千葉県内の実効ある働き方改革を推進するため、千葉労働局では「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議[※]」とともにオール千葉で働き方改革に取り組むこととしています。

※平成28年9月設置。県内の働き方改革を推進するため、千葉県、労働団体、使用者団体、金融機関等18機関で構成

貴社におかれましても、「働き方改革」の趣旨を御理解いただき、魅力ある職場づくりの更なる取組みをお願いするとともに、取引先の長時間労働につながる取引慣行についてもご配慮を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省

千葉労働局長 友藤 智朗